

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年3月3日認可した。

令和2年3月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間下池中村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中村下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）源氏池地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久米池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）潟元池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）長尾池地区